

職員乳がん検診業務委託仕様書

1 委託業務名

職員乳がん検診

2 業務概要

八尾市職員の乳がん検診

3 契約期間

令和8年5月1日から令和11年3月31日まで

4 対象者

40歳以上の女性職員で、西暦奇数年生まれの者は西暦奇数年度に、西暦偶数年生まれの者は西暦偶数年度に受診する。（1年度当たりの予定者数210名程度）

＊予定者数は、受診者数を保障するものではない。

＊予定者数は、八尾市立病院の数も含んでおり、別途契約を行うこと。

5 実施方式

巡回検診車方式

6 検査項目

（1）問診（乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等）

（2）乳房X線検査（マンモグラフィ、二重読影）

7 実施時期の詳細

毎年7月中の4日間（午前・午後）

＊上記実施時期は、本市担当者と協議の上決定すること。

8 実施場所

八尾市役所西館

＊状況により変更する場合がある。

9 業務内容

（1）受診票の作成及び納品

①本市が提供する以下の受診対象者データをもとに、受診票を作成し、本市担当者の指示する所属ごとに分類の上、指定する順に並べて仕分けすること。

- ・所属コード
- ・所属名
- ・職員コード
- ・氏名
- ・生年月日

②仕分けした受診票は、実施の10日前までに、本市担当者の指定場所に納品すること。

- *受診票には、本市が提供する受診対象者データの所属コード、所属名、職員コード、氏名をあらかじめ印字すること。また、受診票は封入封緘し、開封せずに所属コード、所属名、職員コード、氏名が判別できる状態で作成し、納品すること。
- *受診票には問診欄を備え、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等について質問すること。
- *白紙の受診票と封筒を本市担当者の指示する部数用意して納品すること。また、追加等が発生した場合は、随時対応すること。
- *受診時に受診者が受診票を持参しなかった場合には、受付にて白紙の受診票を交付し、必要事項を記入させた上で受診させること。
- *受診票に係る費用は、検査の単価に含めること。

(2) 受付

受託者が受付を行い、受付時間は、午前は9時から11時30分まで、午後は1時から4時30分までを基本とする。

- *受託者は、受診者が提出する受診票の記入内容を確認し、不備があれば修正させること。
- *受付時間等について、本市担当者より時間の変更希望があった場合等、上記に抛り難いときは、本市担当者と受託者が協議の上決定すること。

(3) 検査実施方法及び実施体制

ア 検査は、国指針に沿って実施すること。

イ 検査に必要な検体容器、検査機器、薬剤等は受託者が用意し、それらに係る費用は、検査の単価に含めること。

ウ 検査の実施に当たっては、常に正確な結果が出るよう整備を行った検査機器を使用すること。また、感染予防に配慮すること。

エ 検査会場の設営は受託者が行い、受付開始時刻までに設営を完了し、業務終了後は受託者が速やかに撤収し、現状に戻すこと。

オ 検査会場設営のための入室可能時刻等は、本市の各会場担当者の指示に従うこと。

カ 交通渋滞等により予定時刻までに到着できない時は、本市担当者に速やかに連絡し、措置を講ずること。この場合は、その状況について任意の様式による事故報告書を作成し、本市に報告すること。

キ 検査の実施の際には、受託者側で受付係及び案内係を配置し、検査会場においては、定型的な順路をあらかじめ定め、受診者に検査や計測の順序を明示するとともに、受診者の待ち時間の短縮にも努めること。

- ク 主たる検査会場から検診車までの間の受診者の誘導を適切に行い、検査項目について未実施の項目が発生しないよう留意すること。
- ケ 検査会場の運営については、受診者のプライバシーに配慮すること。特に、問診等において医師と受診者との会話が第三者に聞こえることのないよう、問診等を行う会場は、受付会場とは別に設営すること。また、受託者側で問診係及び受付係をそれぞれ選任し配置すること。（※会場の設計上、問診係と受付係を兼ねることはできない。）
- コ 検診車については、必要な電源装置は受託者が用意するか、または、本市の指定する本市の電源設備を利用すること。本市の電源設備の利用に際し、延長コードや、コードの保護、脱落防止措置のために養生テープ等の機材が必要であれば、受託者が用意すること。また、降雨時等には、雨よけ装置等により受診者を保護すること。
- サ 乳房X線検査は、男性技師が担当する場合には、受診者に不快感を与えないよう配慮すること。
- シ 検査は、各項目につき受診者の待ち時間が概ね5分以内で収まるよう十分な数量の機材ならびに診察を担当する医師、看護師、検査技師およびその他の必要に応じた人員を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正かつ正確を旨として行うこと。
- ス 検査に伴い発生する廃棄物は廃棄物処理法等の関係法令及び行政指導を遵守し、すべて受託者の責任により適正な手続きで処分し、その費用は受託者が負担すること。
- セ 医師が受診者について、緊急な対応が必要と診断したときは、速やかに本市担当者に報告すること。

（４）検査結果

- ア 検査結果は、本市の指定する形式により受診日から概ね1ヶ月以内に本市担当者の指定場所に納品すること。
- イ 検査結果について、本市に報告する関係書類は次のとおりとする。
- （ア）個人通知書
- a. 全ての受診者につき、検査結果の個人通知書を一部ずつ作成すること。
- b. 個人通知書の表示項目は以下のとおりとする。
- 所属コード、所属名、職員コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査評価判定結果、検査コメント、医師名、受託者名
- ※所属コード、所属名、職員コードについては、受託者が、個人通知書を受診者の自宅に直送できる場合には省略できる。
- c. 結果は受診者が理解できるようわかりやすく表記すること。
- d. 通知書は、密封式で、表面から内容を読み取ることができない程度の厚みまたは彩色が施された紙質を用いること。
- e. 個人通知書の納品は、本市担当者の指定場所へ納品するか、または受託者が受診者の自宅に直送すること。
- f. 開封せずに受診者の所属コード、所属名、職員コード、氏名が判別できる状態で納品すること。ただし、受託者が、自宅に直送する場合はこの限りではない。
- g. 本市担当者の指示する所属毎に分類の上、指定する順に並べて指定場所へ納品

すること。ただし、受託者が、自宅に直送する場合はこの限りではない。

- h. 個人通知書は、受診者が再発行を希望する場合等は、随時再発行に応じること。
この場合の費用は新たに発生しないものとする。委託契約が終了または解除された後5年間においても同様とすること。

(イ) 全件データ

- a. 全件データを作成すること。
- b. 全件データの表示項目は以下のとおりとする。
所属コード、所属名、職員コード、氏名、生年月日、性別、受診日、検査評価項目判定結果、検査コメント
- c. データは、E x c e l ブック形式のファイルでC D - Rにより納品すること。

(ウ) 特に急を要する精密検査が必要な職員の取扱い

検査の結果、特に急を要する精密検査が必要な職員については、本市担当者に速やかに報告すること。

(エ) X線撮影フィルムの貸与

乳房X線撮影フィルムは、受診者または本市が必要とするとき、随時速やかに貸与に応じること。委託契約が終了または解除された後5年間においても同様とすること。

ウ 検査結果の作成や輸送費用など、検査結果に関する費用は、検査結果作成費用に含めること。

(5) 業務履行の確認

ア 受託者は、委託業務に着手するとき、書面にて本市に届け出ること。

イ 受託者は、当該業務の全ての検査実施期間分の検査結果を納品した後、業務の完了を書面にて本市に報告すること。

10 データの貸与

本市は、委託業務の実施に必要なデータを受託者に貸与する。

*受託者は、本市から貸与されたデータを目的外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

*受託者は、本市から貸与されたデータに関連する事故が発生した場合には、直ちに本市に報告すること。

*受託者は、本市から貸与されたデータの使用および保管につき、本市から検査の請求を受けた場合には、速やかに応じること。

*受託者は、前述の規定に違反した場合、本市の請求する損害賠償に応じること。

11 費用請求

ア 本市は、業務の完了の報告を受けたときは、速やかにその内容の検査を行い、検査に合格したとき、受託者は本市の定める手続きにより本市に対して委託料の支払いを請求すること。

※前述の検査に合格しないときは、本市は受託者に指示し、その業務の修正をさせるものと

し、この場合の費用は受託者が負担すること。また、受託者は、前述の業務の修正の指示を受けたときは、適切な処置を行い、その結果を本市に報告し、検査を受けること。

イ 費用の請求は、本市が区分を指定するときは、その区分に従うこと。

ウ 本市の関係団体職員の検査を同時に実施するときは、その費用は本市の委託業務とは別に算定のうえ当該関係団体に直接請求すること。

1 2 事故発生時の対応

ア 受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、速やかかつ適切に対応するとともに、原因調査を行い本市に報告するものとする。

イ 受託者は、業務遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、誠意をもって対応し、受託者の責任で賠償等を行うこと。

1 3 秘密の保持・個人情報の保護

ア 受託者およびその担当者は、委託業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託契約が終了または解除された後においても同様とする。

イ 受託者は、委託業務を処理するため、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法及び本契約締結時に示す個人情報保護特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

1 4 権利義務譲渡の禁止

ア 受託者は、委託契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

イ 受託者は、委託契約の履行の全部または一部を第三者に委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときはこの限りではない。

1 5 その他職員乳がん検診時における留意事項

ア 受託者は、契約期間中、本市担当者の指示に従い誠実に委託業務を実施すること。

イ 受託者は、委託業務のうち、法令の定めにより有資格者が行わなければならない業務や有資格者の立会いを必要とする業務については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。

ウ 受託者は、国やその他学会等で受診者の安全に係る法令、通知、通達、指導、ガイドライン等が示されている場合は、それらを遵守すること。

エ 受託者は、委託業務に従事するために必要な資格・免許を有する担当者を指揮監督し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。）その他関係法令を遵守し、委託業務の実施に全ての責任を負うこと。

オ 検査結果等について本市から要求や照会などがあった場合は、その都度応じること。

カ 受託者は、委託業務の実施状況や受診者の声等を踏まえ、検証を行い、随時もしくは本市

の求めに応じて報告すると共に、本市との協議又は本市の指示に従い、必要な改善策を講じること。

キ 委託業務にかかる消耗品及び機器の搬入・運搬、検査会場までの受託者の旅費等、必要な経費はすべて受託者が負担するものとする。

ク この仕様書に定めのない事項または契約条項に疑義を生じたときは、関係法令および本市の財務に関する諸規定に基づき実施するとともに、必要に応じて本市と受託者が協議して定めること。

ケ この仕様書に記載のない事項について、委託業務の実施につき当然に必要と認められることは受託者が良心的に実施すること。